

# 時事新報

明治廿七年十月十一日 木曜日  
 舊曆甲午九月十三日 (丙戌)  
 本報發行所 東京市本町二丁目一丁目  
 電話 二二二二  
 廣告部 電話 二二二二  
 印刷部 電話 二二二二  
 電話 二二二二  
 電話 二二二二  
 電話 二二二二

**時事新報定價**  
 時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物  
 價の報告あり其代價は左の如し  
 時事新報定價 外埠送付は此他後に  
 (一) 貳錢五厘 〇一箇月 前金五拾錢 〇三箇月 前  
 金壹圓四拾五錢 〇六箇月 前金貳圓八拾五錢 〇一箇  
 年 前金五圓六拾錢 〇月曜日休刊 (此他大祭祝日年  
 始末等一切休刊セズ)  
 前金 一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻す  
 る事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の  
 前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

**時事新報送付料**  
 一 日本國內並に朝鮮京城、仁川、釜山、元山津  
 二 南亞米利加、中央亞米利加、米國若しくは加拿大を  
 經て郵送する歐洲各國 一箇月 金拾三錢  
 三 北米合衆國、英領加拿大、布哇諸國 一箇月 金拾三錢  
 四 香港を經て郵送する亞細亞諸國、太平洋諸國、滿  
 洲 一箇月 金六拾五錢  
 五 露領滿洲諸國、清國諸國 一箇月 金拾三錢  
 時事新報廣告料(附定)

一行五箇字	一箇月	金三拾五錢
一行十箇字	一箇月	金五拾錢
一行二十箇字	一箇月	金七拾五錢
一行三十箇字	一箇月	金九拾錢
一行四十箇字	一箇月	金十一拾五錢
一行五十箇字	一箇月	金十三拾錢
一行六十箇字	一箇月	金十五拾五錢
一行七十箇字	一箇月	金十八拾錢
一行八十箇字	一箇月	金二十拾五錢
一行九十箇字	一箇月	金二十五錢
一行百箇字	一箇月	金三十錢
一行百箇字	三箇月	金七拾五錢
一行百箇字	六箇月	金十三拾五錢
一行百箇字	一箇年	金二十五拾五錢

廣告料定價 時事新報の廣告料は概して定額の通り申受  
 くる者なれども取次人の内には往々定額以下にて引受  
 くる者ある由今後諸の事實を發見する時は直ちに其取  
 次人に對し本社廣告の取次を謝絶する事もあるべき旨  
 に付、廣告依頼者諸君に於て告す

**本社へ寄稿に付**  
 東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より  
 各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面に  
 掲載するより各社同一の記事掲載するより算からず同  
 一時事新報社に通信員を多量に寄稿するより算からず同  
 一通信員を依頼せずとも世間往々此事を以て新聞の社  
 信に乏しと稱すれば本社には其報道は速する事と信  
 する方多きが如し爲めに行進ひを生じたる場合も算か  
 らざれば本社に記事掲載を寄稿せんとする方は直接に  
 本社に付寄せらるるものとす

**時事新報**  
**有志の壯丁と使用する**  
 可し

日本は日清戦役の報に於て今國の如く國難の場合には  
 如何なる事をも敢ての志を受くるやも知る可らず  
 國難の時こそ是れ國難にして掛念するに足らざるが如  
 くなれども一旦大急の變に際して自から老若婦人及び  
 財物を保護するは人民各自の義務なる可しとて我輩は  
 先づの紙上に軍務局を組織するの必要を論じたり  
 ししかども軍務局の局員は次第に變化を呈し軍務局  
 の大勝利を以て軍務局の力を全く我輩中に歸して敵の軍  
 兵は軍務局を組織するに足らざるの有志となり

たるに就ては海岸の固めは未だ忽にす可らずと雖も護  
 郷團の如きは既に其必要なきに似たり今回の事件に  
 付き全國の人心は非常に激動し婦人小兒に至るまでも  
 盛に敵愾の心を起して外に向ふの折柄、此人心を利用  
 して國家の用に供するは目下の得策なる可しとして義  
 勇兵の團結に關しては既に軍務局の旨ありて今更ら  
 敵不可に非ずと雖も我輩の所見を以てすれば從軍の  
 一事を外にして兵役外の壯丁を外に使用するの場所  
 自から多なるが如し例へば朝鮮内地の有様に就て見  
 るも電信線保護の必要あり糧食運搬の困難あり  
 土民蜂起の危險あり電信の如き我軍の要す、北進す  
 るに隨ひ其線路は必ず、延長して從來の如く動もす  
 れば切斷せらるるの慮を防がんとするに其保護は必  
 す、多人數を要せざるを得ず糧食等運搬の困難は道  
 路の開けざるを人馬馬匹等の不足なるが爲めならん  
 れども畢竟土民を使用するには自から監督の人數を要  
 するが故に目下の場合自から其邊の事に手廻り兼て看  
 す、不便を忍ぶの事情もある可し又その頃東軍黨を  
 得たる土民の騒動の如きも亦我軍の足らざるに  
 乘ぜられたるの疑もなきに非ず左れば今國中の壯丁に  
 して志あるものも多し半兵隊半巡查の如きものを組  
 織して是等の任務に當らしむるときは全く後顧の患を  
 除き我軍をして其全力を前進に盡さしむるの利益あ  
 るは決して疑を容れず而して此事たる軍に朝鮮の内地  
 に止まらず今後日本軍が必ず、前進して支那の國境  
 内に深入するに隨ひます、人を使用するの必要を感  
 ずるは勿論、或は彼の土地を占領して政令を布くの場  
 合にも至れば是非とも警察巡邏等の組織なきを得ず戦  
 時の事なれば兵隊をして其任に當らしむるも適當の  
 順序なるに似たり然れども廣大なる區域の間に政令を實行  
 し其人民を監督するは非常の手段にして一方には敵を  
 戦ふの大任を有する兵隊をして之に當らしむるときは  
 實際に其方を分つるの難念もあり到底行はざる可きに非  
 らば有志の壯丁を以て兵隊とも付かず巡查とも付か  
 らず一種の團體を組織し進軍戰國の場合には電信線保護  
 糧食等の運搬、人夫の監督等専ら後方の勤務に従事  
 せしめ敵地を占領して政令を布くの場合には警察巡邏  
 の任務を盡さしむるときは一舉兩得にして其便利は非  
 常のものなる可し或は其名義は如何にしても平生より  
 訓練の素なくして規律に乏しき壯丁を軍隊の間に使  
 用するときは之が爲めに軍紀を妨ぐ可しとの掛念もあ  
 らんれども方正の義は日本人の特性にして殊に外戦  
 の際なせに當りて自から志にするものはある可らず  
 且つ之を採用するには軍備品等と検査するに  
 素より必要にして其組織を嚴重にし相當の人物をして  
 之を率わしむるときは決して斯る掛念なきのみか却  
 て彼の無識なる人夫軍の舉動を監督して事紀律を保  
 つの效能もある可し我輩は外戦の實際に有志の壯丁  
 を使用して諸種の勤務を盡さしむるの利益あると疑は  
 れざるなり

## 官 報

**勅令**  
 陸砲兵工廠條例追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セム  
 明治二十七年十月七日 陸軍大臣 伯耆大山  
**勅令第七十五號**  
 陸砲兵工廠條例第二條末項「火具製造所」ノ一項ヲ  
 追加ス  
 陸軍大臣 伯耆大山  
**御名 御璽**  
 陸軍大臣 伯耆大山  
 陸軍大臣 伯耆大山  
**御名 御璽**  
 陸軍大臣 伯耆大山  
 陸軍大臣 伯耆大山

## 雑 報

**京城彙報**  
 十月初二日於京城 石川 信  
**大院君と改革** 七月二十三日王城の變  
 後、大院君は再び出で國政に參與する事となりたれ  
 ども其後更に君の施設を見ず事情を知らざるものは皆  
 之を野り抑も大院君の初めて出るや必ず期する處之  
 わりしならんと雖も新進の黨派は他の機軸を借り大  
 第々々に登りたれば君は思ふ所を行ふ能はず而して日  
 清交戦の勢を察するに日本軍初めに利あるも後の失  
 敗を免るべからず平壤の役の如き兵隊の上より見ても  
**清兵勝つべしとの迷想は蓋**  
**し大院君の腦中にも之あり**  
 しならんと言ふ傳説未だ以て君の思想を判定  
 するの効力に乏しと雖も兎に角に平壤に於ける清兵  
 大敗北の事實を漸く能く得て轉廷中守舊派の意向を和  
 めて決したるは  
 去月二十六日、なるが如しといふは平壤地方の轉軍  
 より抑れ、は速する報道の日本軍大勝利と云はざる  
 ものなきを見て漸く事實なりと了悟せしもの、如く海  
 淵の極と云ふべし又

**大院君と東學黨** 大院君の考ふるは同  
 君にしていよいよ力を新政府に致す事と決し書を寫し  
 て東徒を諭さば彼の黨衆は必ず解散して復た紛擾を興  
 ぶるの要ならん事を前便中に一寸記しなしたるが如  
 く平壤の落城に先立ち東學黨(大院君股肱の士)なる  
 もの東學黨に送るべき一書を作りて許するものと雖  
 として之を黨魁に致さしめんと企てたり此の書の大意

**中華は大兵必ず平壤に勝**  
**つべし華兵平壤に勝つて南**  
**進せば其黨は衆を聚めて入**  
**京倭軍と南北より夾撃して**  
**以て大に逞ふする處あらん**  
 云々と云ふに在り此書を出でずして書を收められ  
 購亦書務(李尹用の指圖に依る)の爲めは捕縛せられん  
 とせしも捕縛の其家に送らるる以前既に遁逃して影を

## 報 告

露くせらるる此の書、  
 を以て守舊派の心慮  
 の補遺の故を以  
 の意向亦察するに難  
 窃に疾視する新進派  
 ば兼てより目指され  
 然りと雖も大院君如  
 日は又十餘年前の天  
 刻無様の事はなし得  
 より其も爾意なり  
 となり今後の大院君  
 べき所なり  
 全權公使 日本駐  
 既に辭任に後任には  
 日にては他人を未  
 と同行せしむる積り  
 同行の必要あるに  
 の方針なるべし  
 北征の韓兵、日本軍  
 一隊の韓兵は歸京  
 務を盡し得たりとて  
 等韓兵を盡く歸國せ  
 地より申上りたりと  
**自由黨大會の**  
 臨時大會は去る八日  
 て開會せり出席者は  
 七十二名代議員五十  
 を演べ板垣總理の指  
 會談に先ち總理は簡  
 の大會には總理先づ  
 以議題を討論決議す